

目 次

○ 保守点検業務等実施箇所一覧	・ ・ ・ ・ ・	1
I 消防用設備等保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・	2
II 非常通報装置保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・	3
III ガス冷暖房設備保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・	4
IV 浄化槽保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・	6

保守点検業務等実施箇所一覧（令和6年3月時点）

所属ブロック	名称	業務実施箇所	消防用設備等 保守点検業務	非常通報装置 保守点検業務	ガス冷暖房設備 保守点検業務	浄化槽 保守点検業務
Bブロック	東小子どもの家	独立棟	○	○中		
		生活資料室		○中		
	錦小子どもの家	独立棟	○	○東		
	豊郷中央小子どもの家	独立棟	○	○東		
	豊郷南小子どもの家	独立棟①	○	○東		
		独立棟②	○	○東		
	豊郷北小子どもの家	独立棟①	○	○東		○
		独立棟②	○	○東		
	海道小子どもの家	独立棟	○	○東		
		家庭科室（予定）				
Dブロック	陽南小子どもの家	独立棟	○	○南		
		特別支援教室		○南		
		多目的室				
	緑が丘小子どもの家	緑が丘地域コミュニティーセンター		○南	○	
		普通教室		○南		
	横川中央小子どもの家	独立棟	○	○南		
		普通教室（予定）				
	横川東小子どもの家	独立棟	○	○南		
		旧小子どもの家				
	横川西小子どもの家	独立棟①	○	○南		
		独立棟②	○	○南		
	陽光小子どもの家	独立棟	○	○南	○	
		特別支援教室		○南		

- ※ Bブロック 錦小子どもの家は、令和5年度に新棟建設中（令和6年4月から供用開始予定）
- ※ Bブロック 海道小子どもの家は、校舎内に追加で教室を借用予定。（令和6年4月から）
- ※ Dブロック 横川中央小子どもの家は、校舎内で借用している教室を変更予定。（令和6年4月から 図工室→普通教室）
- ※ 非常通報装置保守点検業務については、「○」の右側に管轄の警察署を記載（中：中央警察署 南：南警察署 東：東警察署）

I 消防用設備等保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している消防用設備等を正常かつ良好な状態に保つよう、設備等の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備等

別紙アのとおり

3 業務内容

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3，同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6，「消防法施行規則の規定に基づき，消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間，点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」，「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」等関係法令に基づき以下の保守点検を実施し，点検票を作成するとともに，点検結果を消防署に報告すること。

- (1) 機器点検 6月ごとに1回実施
- (2) 総合点検 1年ごとに1回実施（10月末までの実施を目安）
- (3) 随時点検 異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては，作業員の安全はもとより，周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- (2) 点検票は点検の都度作成し，子どもの家に保管すること。
- (3) 点検結果の消防署への報告（3年に1回）に当たっては，消防用設備等点検結果報告書2部を管轄の消防署に提出し，うち1部の返却があった後は，控えとして子どもの家に保管すること。
- (4) 消火器の使用期限を市に報告すること。

Ⅱ 非常通報装置保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している非常通報装置を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

1 ページ「保守点検業務等実施箇所一覧」に掲げる事業実施箇所に設置する非常通報装置機器一式（機器の名称及びその機能は下表のとおり）

機器の名称	110番通報装置，逆信用電話機，発報確認ランプ，発報ブザー，非常用押ボタン
機器の機能	異常検出，110番通報，相手話中・不応答検出，メッセージ送出，逆信・通話機能，停電時バックアップ機能

3 業務内容

以下の保守点検を実施すること。

- (1) 定期点検 1年ごとに1回実施（10月末までの実施を目安）
- (2) 随時点検 異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 点検を実施しようとするときは、点検予定日の1週間前までを目安に栃木県警察本部に点検予定を通知するとともに、点検日当日、栃木県警察本部へ点検開始の事前連絡をすること。
- (2) 各子どもの家を管轄する警察署については1ページ「保守点検業務等実施箇所一覧」の記載を参照すること。
- (3) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること。

Ⅲ ガス冷暖房設備保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置しているガス冷暖房設備を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

別紙イのとおり（ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（GHP））

3 業務内容

以下の保守点検を実施すること。

(1) 定期点検

- ・ 1年ごとに1回実施。業務内容はガス冷暖房設備保守点検業務に係る市の標準仕様書（別紙ウ。以下「市標準仕様書」という。）に準じる。
- ・ この場合において、別紙イに掲げる設置日から15年を経過していない設備については市標準仕様書における「メンテナンス15年継続」、設置日から15年を経過した設備については市標準仕様書における「スポット簡易点検」の対象として取り扱う。
- ・ ただし、市標準仕様書において「業務の範囲外」とされている部分及び「委託者の負担」とされている部分についても、宇都宮市子どもの家指定管理業務仕様書「1.1 費用分担」の範囲で、指定管理者の負担により必要な保守点検を実施すること。

(2) 随時点検

異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 本業務には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の基本方針を適用する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成30年版）の記載のとおりとする。

- (3) 第三者への委託により本業務を実施する場合、ガス冷暖房設備保守点検業務に係る市の標準仕様書（別紙ウ）を参照した上で当該第三者との契約を締結すること。
- (4) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること。

IV 浄化槽保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している浄化槽を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検、清掃及び水質に関する検査を行い、し尿等を適正に処理し、施設環境の保全及び衛生の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

No.	名称	浄化槽の形式	浄化槽の規模
1	豊郷北小子どもの家	生物ろ過方式小規模合併 処理浄化槽	10 人槽 (2.4 m ³ /日)

3 業務内容

以下の保守点検（汚泥の引抜きを含む。）を実施すること。

(1) 定期点検（点検・保守・補修・調整・清掃・水質管理等）

ア 保守点検 1 年ごとに 3 回実施

イ 汚泥の引抜き 1 年ごとに 1 回実施

(2) 随時点検

異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

(3) 法定検査の受検

浄化槽法に定める「第 11 条法定検査」について、指定検査機関である一般社団法人栃木県浄化槽協会の検査を受けること。

4 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、作業員の安全はもとより、周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- (2) 業務の実施に当たっては、公害対策に十分留意すること。
- (3) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること（浄化槽法第 11 条検査結果書を含む。）。